

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部守一

1 随意契約に係る特定役務の名称

高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年7月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 東日本電信電話株式会社長野支店

(2) 住所 長野市新田町1137-5

5 随意契約に係る契約金額

1,848,136,500円

6 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人土と人の健康つくり隊

3 代表者の氏名

廣瀬昭夫

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡宮田村2663番地

5 定款に記載された目的

この法人は、農の基本である土づくり事業を通じて、農薬や化学肥料の使用を大幅に削減した安全で安心な農産物を低コストに栽培・供給することを可能にし、それにより人々の健康増進に寄与すると共に地域農業の再興と活性化に資することを目的としている。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人武石子育て支援を考える会

3 代表者の氏名

下村聖

4 主たる事務所の所在地

上田市下武石413番地

5 定款に記載された目的

この法人は、武石地域において、子育ち・子育て支援活動を通して子育て支援ネットワークの構築を図り、未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つための「地域まるごと子育て支援」に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

情報統計課

県民協働・NPO課

公告

身体障害者を対象とする平成23年度長野県職員、長野県警察職員及び長野県市町村立小中学校事務職員採用選考を次のとおり行います。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部守一
長野県警察本部長 小林弘裕
長野県教育委員会教育長 山口利幸
長野県人事委員会委員長 林新一郎

1 選考の対象となる職

主事

2 職種、選考区分、勤務予定機関又は勤務予定校、採用予定人員等

職種	選考区分	勤務予定機関又は勤務予定校	採用予定人員	主な職務内容
県職員	県職員	中南信地区の地方事務所その他の現地機関	若干名	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
警察職員	警察職員	警察本部、県内の警察署など	若干名	警察行政に関する事務一般(免許事務、会計事務等)
小中学校事務職員	小中事務(東信地区)	東信地区の小中学校	若干名	庶務、経理等の学校事務(電話の応対、接客等学校窓口、文書並びに施設及び設備の維持及び管理に関する業務を含む。)
	小中事務(北信地区)	北信地区の小中学校	若干名	

(注) 1 それぞれの職種の受験資格を満たす人は、複数の職種を受験することができます。

2 勤務機関は、採用内定後に採用予定者の住所等を考慮して決定します。

3 受験資格

(1) 生年月日

昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

(2) 障害の程度等

身体障害者手帳の交付を受けている者(職種が県職員の場合にあっては障害の程度が1級から4級までの者)で、次に掲げる全ての要件に該当するもの

ア 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能であること。

イ 活字印刷文による出題に対応することが可能であること。

ウ 長野県内に居住していること(通学等のため県外に居住している場合を含む。)。

(3) 国籍及び欠格条項

日本国籍を有し、かつ、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しないもの

4 考査の日時及び会場

考査	日 時	会 場
第1次考査	平成23年10月16日(日) 午前10時30分	次のうち受験者が希望するいずれかの会場 (1) 長野会場 長野県庁 (長野市大字南長野字幅下692-2) (2) 松本会場 長野県松本合同庁舎 (松本市大字島立1020)
第2次考査	平成23年11月10日(木)	長野県庁(予定) (長野市大字南長野字幅下692-2)

5 選考の方法、配点及び基準

(1) 選考の方法

選考の方法		時間	内 容
第1次 考査	教養 考査	1 時間	高等学校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての5肢択一式による筆記 考査
	作文 考査	1 時間	一般的事項についての作文 考査
第2次 考査	口述 考査	約20分	個別面接による 考査
適性検査		適性についての検査(第1次 考査の際に実施)	
身体検査		職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査	
資格調査		受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査	

(注) 作文 考査は第1次 考査日に実施しますが、採点は第2次 考査で行います。第1次 考査日に作文 考査を受験しなかった場合は、第1次 考査に合格していても第2次 考査を受験することはできません。

(2) 配点及び基準

各 考査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格になります。

考査	配点	基 準
教養 考査	60点	正答率4割(24点)。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率
作文 考査	60点	24点
口述 考査	120点	60点
合 計	240点	

6 結果の通知

(1) 第1次 考査

平成23年10月下旬に受験者全員に文書で通知します。

(2) 第2次 考査

平成23年11月下旬に第2次 考査の受験者全員に文書で通知します。

7 合格から採用まで

この選考に合格した者は、原則として平成24年4月1日に採用されます。

8 勤務条件

(1) 給与

現行の初任給は、高等学校卒業後直ちに採用された場合で約139,900円です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、県職員及び警察職員は午前8時30分から午後5時15分まで、小中学校事務職員は午前8時30分から午後5時まで校長が定めています。

9 受験手続

郵送等、持参又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 郵送等又は持参による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp>)からダウンロードすることもできます。

長野県総務部人事課

長野県警察本部警務課

長野県教育委員会事務局義務教育課

長野県人事委員会事務局

長野県の地方事務所

長野県内の警察署

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

(イ) 郵便により受験申込書を請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の角型2号（240ミリメートリ×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県総務部人事課、長野県警察本部警務課又は長野県教育委員会事務局義務教育課（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）へ提出してください。

(イ) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間及び受付時間

(7) 郵送等による申込みの場合

受付期間は、平成23年8月29日（月）から9月26日（月）までです。

ただし、消印等により9月26日（月）までに差し出したことがわかるもの又は9月29日（木）までに到着したものに限り受け付けます。

(イ) 持参による申込みの場合

受付期間は平成23年9月27日（火）から9月29日（木）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

エ 受験票の交付

受験票は、受付次第受験番号を記入のうえ交付します。考査当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp>）に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(イ) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」に申請者情報登録を行い、ID等の発行を受ける。
- b 「ながの電子申請サービス」にログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行う。
- c ウの受験票等を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票等をダウンロードし、印刷する。

イ 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成23年8月29日（月）0時から9月26日（月）24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので注意してください。

ウ 受験票の交付

受験票を送付する旨の電子メールを送信しますので、受信後にダウンロードし、印刷してください。考査当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

10 選考結果の開示について

この選考の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次考査	教養考査の点数及び順位	受験者
第2次考査	1 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 作文考査及び口述考査の点数 (2) 合計点 (3) 合格点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格検査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次考査受験者

(注) 開示は、職種別に行います。

(2) 開示する期間

第1次考査合格者は最終合格発表日から1年間、第1次考査不合格者は第1次考査合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

11 問い合わせ先

この選考に関し不明な事項は、長野県総務部人事課（電話 直通 026-235-7032）、長野県警察本部警務課（電話 026-233-0110）

(内線 2631～2634)、長野県教育委員会事務局義務教育課（電話 直通 026-235-7425）又は長野県人事委員会事務局（電話 直通 026-235-7465）へ問い合わせてください。

12 その他

この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

人	事	課
警	務	課
義	務	課
人	事	課

人事委員会事務局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 落札に係る調達商品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

契約電力 1,910kW

予定使用電力量 6,300,000kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成23年8月10日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 丸紅株式会社国内電力プロジェクト部

(2) 所在地 東京都千代田区大手町1-4-2

5 落札金額

98,013,197円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成23年6月27日

管財課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

庁舎名	契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)
佐久合同庁舎	257	638,000
上田合同庁舎	206	507,500
諏訪合同庁舎	357	568,500
伊那合同庁舎	357	624,000
飯田合同庁舎	325	585,000
木曽合同庁舎	195	498,500

管財課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画下水道 岡谷市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、岡谷市建設水道部水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字觀音堂2119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ステイブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ステイブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友野沢店

佐久市野沢字一丁田315-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ステイブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	池野 隆光	茨城県つくば市天久保2-17-5

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ステイブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	松本 忠久	茨城県つくば市天久保2-17-5

ほか1名

4 変更した年月日

合同会社西友の代表者の変更 平成23年6月20日

寺島薬局株式会社の代表者の変更 平成22年9月1日

5 届出年月日

平成23年8月4日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラトウ望月店
佐久市協和字下田119-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アート建築設計室
佐久市望月15-3
- 3 变更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

- 4 变更した年月日
平成23年6月20日
- 5 届出年月日
平成23年8月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成23年6月20日

- 5 届出年月日

平成23年8月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三好町店

上田市御所字石田607-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成23年6月20日

- 5 届出年月日

平成23年8月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター

上田市秋和字立石361-2 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社スギウラ

埴科郡坂城町大字坂城6391

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか12名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか12名

- 4 変更した年月日

平成23年6月20日

- 5 届出年月日

平成23年8月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友上田東店
上田市常田3-300-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田蚕種株式会社
上田市常田3-4-57
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

- 4 変更した年月日
平成23年6月20日
- 5 届出年月日
平成23年8月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課